

○福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程

〔常任理事会事項〕

2008（平 20）年 4 月 1 日制定

最終改正 2022（令和 4）年 3 月 9 日

（目的）

第 1 条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に管理及び運営を図るとともに、不正使用等に係る告発、調査及び処分等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費等をいう。

2 「部局」とは、看護学部及び事務部をいう。

3 「不正使用等」とは、研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等をいう。

（最高管理責任者）

第 3 条 学長は、本学における公的研究費の管理及び運営について本学全体を統括し、最終責任を負い、次条に定める統括管理責任者及び第 5 条に定めるコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を適切に講じなければならない。

2 学長は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の管理及び運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 学長は、公的研究費に係る諸規程と運用の実態とを検証し、随時見直しを行うものとする。

4 学長は、公的研究費に係る事務処理手続きについて、本学の全教職員に周知するための具体的方策を講ずるものとする。

5 学長は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、本学全ての構成員の意識の向上と浸透を図るものとする。

6 学長は、不正防止計画等の策定にあたっては、常任理事会において審議を主導するとともに、その実施状況、効果等について議論する者とする。

（統括管理責任者）

第 4 条 本学に、最高管理責任者である学長を補佐し、本学における公的研究費の管理及び運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長を置かないときは、学長が指名する者を統括管理責任者とする。

2 統括管理責任者は、前項の職務を遂行するに当たり、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

3 統括管理責任者は、本学全体の具体的な不正防止対策（コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を含む）の策定及び実施をし、実施状況を確認するとともに、学長に定期的に報告するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 各部局に、当該部局における公的研究費の管理及び運営について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、学部長及び事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内の公的研究費の使用及び管理に係る全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行うものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、部局内の全ての構成員に対し公的研究費の不正防止に関する啓発活動を定期的に実施するものとする。

5 コンプライアンス推進責任者は、前2項の職務を遂行するに当たり、次に掲げる当該部局の教職員をコンプライアンス推進副責任者に任命して、日常的な管理監督を行わせ、その状況を定期的に報告させることができる。

(1) 領域長

(2) 総務課長

（事務処理手続き）

第6条 公的研究費に係る事務処理の手続きのうち、公的研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）の定めがない事項については、本学院の関連諸規程に準拠するものとする。

ただし、必要な事項については、別に内規等に定める。

（事務相談窓口）

第7条 公的研究費の事務処理手続きに関する本学内外からの相談については、総務課がこれを受け付けるものとする。

（事務処理の職務権限）

第8条 公的研究費の事務処理に関する関係者の職務権限については、本学院の関連諸規程に準拠するものとし、その他必要な事項については、別に内規等に定める。

（不正防止計画の策定）

第9条 学長は、公的研究費に関する不正の発生要因を把握し、本学全体の状況を評価した上で、不正防止計画を策定する。

2 学長は、不正防止計画の進捗管理に努め、定期的にこれを見直す。

（不正防止計画の推進部署）

第10条 本学全体の視点から公的研究費に関する不正防止計画を推進するために、学長直属の不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者を長とし、次の者で構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 総務課長
- (4) 学長が必要と認める者

3 不正防止計画推進部署は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 不正防止計画の推進に関すること。
- (3) 不正防止計画の検証に関すること。
- (4) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (5) 研究者及び事務職員の行動規範の策定に関すること。
- (6) 行動規範の浸透のための方策に関すること。

4 不正防止計画推進部署に関する事務は、統括管理責任者が指名する者が行う。

5 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行うものとする。

(不正防止計画の実施)

第 11 条 各部局は、不正防止計画推進部署と協力して、主体的に不正防止計画を実施するものとする。

(予算執行状況の検証)

第 12 条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、当該部局の公的研究費の予算執行状況について随時検証し、執行状況に問題がある場合には、改善策を講ずるものとする。

(予算執行管理体制)

第 13 条 公的研究費の予算執行にあたっては、総務課が発注、検収及び支払の各業務に関与して、適正に執行されていることを把握できる体制を整えるものとする。特に、物品の検収、雇用者の勤務状況確認、出張計画の実行状況確認等について、総務課が把握できる管理体制とする。

2 公的研究費の予算執行に関して必要な事項については、別に内規等に定める。

(業者取引の停止)

第 14 条 公的研究費の執行にあたって不正な取引に関与した業者については、不正防止計画推進部署の審議を経て学長が取引停止等の厳正な処分を行うものとする。

2 取引停止の期間は、不正の内容、程度及び情状に応じて 12 カ月以上 36 カ月以下とする。

3 不正な取引に関与した業者が、第 17 条第 1 項の告発窓口到自己申告した場合には、情状を考慮し、前項の取引停止期間の減免を行うことができる。

(コンプライアンス教育)

第 15 条 公的研究費の申請、使用及び管理に係る教職員等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の各号の事項を含む誓約書を学長に提出しなければならない。

- (1) 本学の規程等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規程等に違反して不正を行った場合は、本学及び配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

2 前項のコンプライアンス教育の受講及び誓約書を提出しない者については、競争的資金の申請、運営及び管理に関わることはできないものとする。

(内部監査)

第 16 条 監査室は、公的研究費の適正な管理及び運営を検証するために、随時、内部監査を実施する。

2 内部監査は、「学校法人福岡女学院監査規程」等に基づき、監査室が不正防止計画推進室と連携して、業務監査及び会計監査を行う。

3 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直すとともに、専門的な知識を有する者を活用するなどして内部監査の質の向上に努めるものとする。

4 監査室は、法人監事及び公認会計士と連携し、必要な情報を提供するとともに、定期的に意見交換を行うことによって、効果的かつ多角的な監査を実施するものとする。

(不正使用等に関する相談及び告発)

第 17 条 公的研究費の不正使用等に関する相談及び告発の窓口(以下「告発窓口」という。)は、監査室とする。

2 不正使用等に関する相談及び告発(以下「告発等」という。)は、告発窓口において書面、電話、電子メール又は面談により受け付ける。

3 告発窓口では、原則として告発者の氏名、所属及び連絡先並びに不正使用等を行ったとする研究者の氏名、その不正使用等の態様等が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、告発者は、その後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。

4 匿名による告発があったときは、研究者等の不正使用等の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第 18 条 告発窓口は、不正使用等に関する告発等があったときは、直ちに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告にかかる事案について、必要に応じて予備調査委員会を置くことができる。

3 予備調査委員会は、監査室長及び学長が指名する者で組織する。ただし、告発者及び被

告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 予備調査委員会の委員長は、学長が指名する。
- 5 予備調査委員会は、当該告発等の信憑性について調査し、学長から指示を受けた日から14日以内にその結果を報告するものとする。
- 6 学長は、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認したうえで、本調査の要否を判断し、理事長及び院長に報告の上、配分機関に報告しなければならない。
- 7 告発窓口は、報道、会計検査院等の外部機関から不正行為に関する指摘がなされた場合も、前条の告発等と同様に取扱うものとする。
- 8 学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査を行わないこと及びその理由を告発者に通知するものとする。

(調査)

第19条 学長が、前条の調査を実施することを決定したときには、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに調査を開始するものとする。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 理事のうちから理事長が指名する者 1名
  - (2) 監事のうちから理事長が指名する者 1名
  - (3) 委員長が指名する教員 若干名
  - (4) 監査室長
  - (5) 事務局の管理職のうちから委員長が指名する者 若干名
  - (6) 学外の弁護士または公認会計士 若干名
  - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用等の相当額等について調査するものとする。
- 5 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告し、又は協議しなければならない。
- 6 委員会は、調査対象の研究者等に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 7 委員会は、必要に応じて、調査対象の研究者等に対し、当該公的研究費の使用停止を命じることができる。
- 8 委員は、自らが関係する調査案件の処理に関与することができない。
- 9 第2項第6号の委員は、本学並びに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査への協力義務)

第20条 教職員及び当該研究費に係る者は、予備調査及び調査並びに再調査の実施に際し

て必要な協力を求められたときは、調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。

(守秘義務)

第 21 条 委員会の構成員その他当該調査に係った者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 告発等によりその対応に当る全ての者は、告発者、調査対象者その他調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されないことがないよう、十分配慮しなければならない。

(裁定)

第 22 条 委員会は、調査の結果に基づき、不正使用等の有無について裁定を行い、調査結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告の内容を理事長及び院長に報告の上、調査対象の研究者等に対し、調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第 23 条 調査対象の研究者等は、調査結果の通知を受けた日から 2 週間以内に学長に異議申立てをすることができる。ただし、異議申立ては 1 回に限るものとする。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、委員会に対し再調査の実施を指示することができる。ただし、異議申立ての内容が委員の構成等に係るものであり、学長が当該異議の妥当性を認めるときは、委員の交代、追加又は除外を行うものとする。

(再調査)

第 24 条 委員会は、学長から再調査の指示があったときは、速やかに再調査を実施し、その結果を学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告内容を理事長及び院長に報告した上で、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てした者及び委員会に通知するものとする。

3 学長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨を異議申立てした者に通知するものとする。

(処分及び措置)

第 25 条 本学は、不正使用等の事実が認定された場合は、就業規則に従って、当該不正使用等に関与した者及びその管理責任者に対する懲戒処分等を行うことができる。

2 学長は、不正使用等の事実がなかったと認定された場合は、調査対象者の名誉回復措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 学長は、不正使用等の事実が認定された場合は、速やかに当該研究費の執行を停止し、調査結果、認定結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等について、配分機関へ最終報告書を提出しなければならない。

4 前項の最終報告書の提出は、告発等の受付から 210 日以内に行うものとする。ただし、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、学長は速やかに認定

し、配分機関に報告するものとする。

- 5 学長は、前項の期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 6 前2項の規定にかかわらず、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 7 学長は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じて当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 8 配分機関から不正使用等に係る公的研究費の返還の命令を受けたときは、当該研究者等に当額を返還させるものとする。
- 9 不正使用等の内容が私的流用である場合等、悪質性が高い場合には、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第26条 学長は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。

(委員会の事務)

第27条 予備調査委員会及び委員会に関する事務は、監査室が行う。

(告発者及び被告発者の保護)

第28条 本学は、告発等が次条第1項の事項に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発を行ったものに対し、告発したことのみを理由として、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、被告発者に対して相当な理由なしに告発がなされたことのみを理由として、被告発者の本学に係る研究業務の遂行を禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 本学は、告発等及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱い又は嫌がらせを行った者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分等を行うことができる。

(悪意に基づく告発等の禁止)

第29条 次に掲げる告発等については、これを行ってはならない。

- (1) 虚偽の告発等
- (2) 悪意に基づく告発等
- (3) 他人を誹謗中傷するための告発等

2 前項の規定に反する告発等を行った者に対して本学は、就業規則に従って懲戒処分を行うことができる。

(その他)

第30条 この規程及び「福岡女学院看護大学における公的研究費の執行に関する内規」に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

(実施基準) (令和3年2月1日改正)等を参考に、適切に対応するものとする。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、看護大学運営会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則 1

本規程は、2008（平成20）年4月1日より施行する。

附 則 2

この規程は、2011（平成23）年7月11日から施行する。

附 則 3

1 この規程は、2015（平27）年3月18日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「福岡女学院看護大学における公的研究費の取扱いに関する規程」の名称を「福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程」とする。

附 則 4

この規程は、2016（平成28）年3月9日から施行する。

附 則 5

この規程は、2017（平成29）年9月20日から施行する。

附 則 6

この規程は、2018（平成30）年1月17日から施行する。

附 則 7

この規程は、2022（令和4）年2月9日から施行する。

附 則 8

この内規は、2022（令和4）年3月9日から施行する。